

○水俣市戸建木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

平成25年9月2日告示第56号

水俣市戸建木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、水俣市建築物耐震改修促進計画及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号。以下「国の要綱」という。）に基づき、水俣市戸建木造住宅耐震診断事業を行う者に対する補助金の交付に関して、水俣市補助金等交付規則（昭和62年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (2) 水俣市戸建木造住宅耐震診断事業 この要綱の定めるところによって行われる事業で、次条に規定する団体（以下「指定診断機関」という。）及び建築士事務所と契約して耐震診断を行うもの（以下「補助事業」という。）をいう。
- (3) 建築士事務所 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所、水俣市内に事務所を置き、専ら建築設計を行うことを業とするものをいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第184号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1項第一号に示される方法

(指定診断機関)

第3条 市長は、補助事業を円滑に実施できるよう、次の各号のいずれにも該当する団体を指定診断機関とし、協定を締結するものとする。

- (1) 水俣市及び近隣市町村に事務所を置く公益法人
- (2) 耐震診断を実施するに当たって十分な能力を持っている団体
(指定診断機関及び建築士事務所の業務)

第4条 指定診断機関は、次の各号に定める業務を行うこととする。

- (1) 水俣市が補助事業の募集について行う広報活動の支援に関する業務
- (2) 耐震診断に係る経費の説明に関する業務
- (3) 事前調査申請の受付に関する業務
- (4) 事前調査及び耐震診断を行う建築士事務所の選定に関する業務
- (5) 耐震診断の実施に関する契約書の作成
- (6) 補助申請に係る補助要件の確認及び報告
- (7) 耐震診断の内容の確認
- (8) 耐震診断費用の請求及び領収書の発行に関する業務
- (9) 耐震診断を行った住宅のリスト作成及び水俣市への実施報告に関する業務
- (10) その他市長が必要として定める業務

2 耐震診断を行う建築士事務所は、次の各号に定める業務を行うこととする。

- (1) 事前調査の実施及び事前調査結果の報告に関する業務
 - (2) 耐震診断費用の見積り、耐震診断の調査方法の説明等に関する業務
 - (3) 補助事業に関する手続の補助業務
 - (4) 耐震診断の実施に関する業務
 - (5) 耐震診断結果報告書の作成及び報告に関する業務
- (補助対象住宅)

第5条 補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。ただし、熊本県が実施した戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業等により耐震診断を受けた結果、耐震性があると判断された住宅については、補助対象住宅としないものとする。

- (1) 水俣市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- (2) 在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- (3) 平成12年5月31日以前に着工したもの
- (4) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。

(補助対象者)

第6条 補助対象者は、補助対象住宅の所有者（共有のものがあるときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾している場合に限る。）で、本市の市税を滞納していないものとする。

2 前条の補助対象住宅の居住者が、所有者以外の場合は、補助事業の実施について当該住宅の居住者の承諾を得ている場合に限るものとする。

(補助対象経費)

第7条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、国の要綱

に定める経費以内の額とし、補助対象住宅1戸当たり15万円を限度とする。
(補助金の額)

第8条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の10分の9以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

(耐震診断費の説明に係る経費目安表の作成)

第9条 指定診断機関は、耐震診断に係る経費の説明のために経費の目安表を作成し、又は変更したときは、市長に報告するものとする。

(事前調査)

第10条 補助事業の適用を受けようとする者(以下「所有者等」という。)は、あらかじめ事前調査申請書(様式第1号)に次に掲げる関係書類を添えて指定診断機関に提出し、補助金交付申請に必要な耐震診断費用の見積り及び補助対象であることの確認を受けなければならない。

(1) 納税証明書(滞納のない証明)

(2) 補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、水俣市戸建木造住宅耐震診断事業承諾書(様式第1号-1)

(3) 位置図(付近見取り図及び案内図)

(4) 住民票の写し

(5) 住宅の登記事項証明書又は当該住宅の所有者が分かるもの

(6) 建築確認済証の写し又は建築確認済証明書

(7) 過去に熊本県戸建て木造住宅耐震診断士派遣事業等により耐震診断を行っている場合にあつては、その報告書の写し

2 指定診断機関は、前項の規定により事前調査申請書の提出があつたときは、事前調査及び耐震診断を行う建築士事務所を選定し、所有者等に通知するものとする。

3 建築士事務所は、事前調査を行い、事前調査結果報告書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて指定診断機関の確認を受けたうえで所有者等に報告するものとする。

(1) 補助対象事業実施計画書(様式第2号-1)

(2) 簡易診断の結果(「誰でもできるわが家の耐震診断」の耐震診断問診表)

(3) 延べ床面積の求積図及び計算表

(4) 耐震診断費用の見積書

(5) 現況写真(外観写真2方向以上)

4 指定診断機関は、補助要件の確認を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(交付申請)

第11条 前条第3項の報告を受けた者のうち、補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、耐震診断の実施に関する契約を締結する

前に、補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事前調査結果報告書及びその関係書類の写し
- (2) 配置図及び各階平面図
- (3) 工程表
- (4) その他市長が必要と認めるもの
(交付決定等)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、その旨を指定診断機関に報告するものとする。
(契約締結、耐震診断の実施等)

第13条 補助金の交付決定を受けたもの（以下「施行者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、耐震診断の実施に関する契約を施行者、指定診断機関及び建築士事務所の三者で締結するものとする。

- 2 前項の契約の締結後、建築士事務所は耐震診断に着手するものとする。
- 3 建築士事務所は、耐震診断が終了したときは耐震診断結果報告書を作成し、指定診断機関の確認を受けたうえで施行者に報告するものとする。
(変更申請)

第14条 施行者は、第12条第1項の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により施行者に通知するものとする。
(補助事業の中止又は廃止)

第15条 施行者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第7号）により市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助事業の中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、第1項の規定による補助事業の廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第16条 施行者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書(様式第8号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第17条 施行者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第18条 施行者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(遂行命令)

第19条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、施行者に対し、これらに従って当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第20条 施行者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書(様式第9号)に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し

(2) 耐震診断に係る契約書の写し

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 指定診断機関は、当該会計年度内に補助事業を行った住宅のリストを作成し、市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第21条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第10号)により施行者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第22条 補助金の交付を受けようとする施行者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書(様式第11号)に耐震診断に係る領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第23条 市長は、施行者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第21条の補助金の額の確定通知を行った後においてもまた同様とする。

(1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第15条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により施行者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第24条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、施行者に対し、補助金返還命令書(様式第13号)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第25条 施行者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 施行者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

(完了後の報告等)

第26条 市長は、補助事業完了後において、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る建築物について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則(令和3年7月1日告示第80号)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年5月1日告示第72号)

1 この要綱は、告示の日から施行する。